平成２３年（フ）第１６３号
静岡県焼津市田尻北1228―２　コーポ中之島Ａ202号、住民票上の住所静岡市清水区下野東１番68号　サントラスト101
債務者　今井　大教
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１０号
静岡県焼津市大住137番地の１
債務者　中山　朝子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９８号
愛知県岡崎市日名中町１番地16　コーポ佐野Ｂ―203、旧住所愛知県岡崎市城北町９番地６　ピアシティ東和城北40Ｂ
債務者　長島　朋子（旧姓上田）
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年７月４日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２２２号
群馬県前橋市山王町１丁目３番地９
破産者　田島　正樹
１　決定年月日　平成23年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４８３号
群馬県伊勢崎市上諏訪町1439番地３
破産者　関口　智美（旧姓田島）
１　決定年月日　平成23年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５８５号
群馬県伊勢崎市曲沢町752番地７
破産者　鈴木　繁夫
１　決定年月日　平成23年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第５９号
群馬県前橋市下小出町１丁目26番地18
破産者　ＫＵＢＯＴＡＷＯＲＫＳ株式会社
１　決定年月日　平成23年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２０８号
愛知県豊田市本町高根23番地の２
破産者　有限会社中部エネルギー
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第２９５号
福岡市博多区板付２丁目１番31号
破産者　株式会社池田繁工務店
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５３号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄7385番地
破産者　合名会社花月
１　決定年月日　平成23年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５０号
北海道根室市清隆町１丁目39番地
破産者　大西建設株式会社
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第３０４号
青森県八戸市大字長横町15番地１
破産者　ニシハラ興業株式会社
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９９８号
仙台市若林区荒浜字一本杉北１番地１
破産者　仙台スチール建設株式会社
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６８７号
茨城県水戸市根本３丁目851番地の２
破産者　有限会社デリ・フードサービス
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３４号
茨城県東茨城郡茨城町宮ケ崎1687番地の１の２
破産者　有限会社島田組
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１２１号
栃木県河内郡上三川町大字上三川3948番地
破産者　ライトン電子工業株式会社
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４１号
栃木県日光市明神92番地46
破産者　菅原　智光
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８５号
埼玉県三郷市彦成１丁目329番地
破産者　株式会社アートパック
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
相模原市中央区上矢部１丁目18番12号
破産者　株式会社ジェムストーン
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５５号
相模原市中央区上溝2429番地１
破産者　株式会社中野屋
１　決定年月日　平成23年５月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部